

茨城県報 号 外

昭和38年9月2日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

- ◎共同漁業及び定置漁業の免許(茨城海区) 1
- ◎同 (霞ヶ浦北浦海区) 3

告 示

茨城県告示第1000号

昭和38年9月1日茨城海区における共同漁業及び定置漁業を次のとおり免許した。

昭和38年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 共 同 漁 業 権

漁場計画 の 際 の 公示番号	免許番号	漁 業 権 者		存 続 期 間	制 限 又 は 条 件
		住 所	氏 名		
茨共第1号	左に同じ	北茨城市平潟町128番地	平 潟 漁業協同組合	昭和38年9月1日から 昭和48年8月31日まで	
" 第2号	"	"	"	"	
" 第3号	"	大津町121番地の55	大 津	"	
" 第4号	"	磯原町磯原196番地	磯 原	"	
" 第5号	"	高萩市大字高戸993番地	高 戸 浜	"	
" 第6号	"	北茨城市大津町121番地の55	大 津 ほか、3組合	"	
" 第7号	"	多賀郡十王町大字伊師	伊師浜漁業協同組合	"	
" 第8号	"	日立市川尻町1丁目15番地	川 尻 ほか、1組合	"	
" 第9号	"	" 会瀬町342番地の5	会 瀬 漁業協同組合 ほか、1組合	"	
" 第10号	"	" 河原子町2105番地	多賀町漁業協同組合	"	
" 第11号	"	"	" ほか、1組合	"	
" 第12号	"	" 水木町前渚1の14番地	水 木 漁業協同組合	"	
" 第13号	"	" 久慈町5773番地の2	久慈町 ほか、1組合	"	漁場の区域のうち、久慈漁港北防波堤基部からエ ビ磯の中心を通して引いた線と、久慈川河口北防 波堤先端から同線に併行に引いた線とによつては さまれた区域内での操業に当つては日立港建設工 事の妨害をしてはならない。
" 第14号	"	那珂湊市磯崎町4643番地	磯 崎 漁業協同組合	"	
" 第15号	"	" 平磯町1187番地の2	平 磯	"	

第16号	"	"	2丁目5900番地の9	那珂湊	"	"	(1) 漁場の区域のうち次の、サ、シ、ス、セ、及びソの各点を順次に結んだ線によつて開れた区域内で、の操業に当つては大洗港建設工事の妨害をしない。 サ 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字大洗下から大貫境まで6881番地の内70西南界から235度(海岸沿い)50mの点 シ サから142度300mの点(南ながいそ南端) ス シから201度280mの点(西さくや中心) セ ソから175度450mの点 ソ 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町328番地地先海岸突堤基部 (2) 漁場の区域のうち利根川河口附近での操業に当つては船舶の航行を妨げないよう特に留意すること。
第17号	"	"	鹿島郡大野村荒野	中野	"	"	

2 定 置 漁 業 権

漁場計画 の 公示番号	免許番号	漁 業 権		存 続 期 間	制 限 又 は 条 件
		住 所	権 者 氏 名		
茨定第1号	左に同じ	日立市会瀬町240番地	会瀬定置漁業株式会社	昭和38年9月1日から船舶の航行に便ならしめるため別に指示する区域昭和43年8月31日まで	
第2号	"	"	"	"	"
第3号	"	"	"	"	"

3 免 許 の 内 容 昭和38年5月30日茨城県告示第619号公示内容のとおり。

茨城県告示第1001号

昭和38年9月1日霞ヶ浦北浦海区における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

昭和38年9月2日

茨 城 県 知 事 岩 上 二 郎

1 共 同 漁 業

漁場計画 の 際 の 公示番号	免許番号	漁 業 権 者		存 続 期 間	制 限 又 は 条 件
		住 所	氏 名		
霞北共 第1号	左に同じ	稲敷郡桜川村 大字古渡497番地	古 渡 漁業協同組合	昭和38年9月1日から 昭和48年8月31日まで	船舶の航行を妨げてはならない。
" 第2号	"	土浦市港町3451番地	土浦市 " ほか1組合	"	1 操業件数は、大型雑魚張網漁業10件、小型雑 網漁業雄魚18件以内とする。 2 土浦港航路区域内においては、船舶の航行を 妨げてはならない。
" 第3号	"	土浦市沖宿町139番地	新治天津漁業協同組 合 ほか1組合	"	1 操業件数は、大型雑魚張網漁業4件、小型雑 魚張網漁業32件、しらうお建網漁業8件以内と する。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
" 第4号	"	新治郡出島村 大字坂1938番地	出島村漁業協同組合	"	1 操業件数は、大型雑魚張網漁業78件、小型雑 魚張網漁業135件、しらうお建網漁業48件以内 とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
" 第5号	"	新治郡玉里村高崎796番地	田 余 漁業協同組合 ほか1組合	"	1 操業件数は、大型雑魚張網漁業25件、小型雑 魚張網漁業190件、しらうお建網漁業9件以内 とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
" 第6号	"	行方郡玉造町甲310番地	玉造町漁業協同組合	"	1 操業件数は大型雑魚張網漁業37件、小型雑魚 張網漁業54件、しらうお建網漁業29件、す巻漁 業1件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
" 第7号	"	行方郡麻生町 大字麻生163番地の1	麻生町漁業協同組合 ほか5組合	"	1 操業件数は大型雑魚張網漁業53件、小型雑魚 張網漁業92件しらうお建網漁業110件、うなぎ長 ぶくろ網漁業4件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
" 第8号	"	稲敷郡桜川村 大字浮島3159番地	浮 島 漁業協同組合	"	1 操業件数は大型雑魚張網漁業35件、小型雑魚 張網漁業54件、しらうお建網漁業30件以内とす る。 2 船舶の航行を妨げてはならない。

"	第9号	"	稲敷郡桜川村 大字古渡497番地	古 渡 漁業協同組合 ほか1組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業11件, 小型稚魚張網漁業39件, しらうお建網漁業8件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第10号	"	稲敷郡美浦村 大字土浦929番地の1	美浦村安中漁業協同組合 ほか1組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業88件, 小型稚魚張網漁業246件, しらうお建網漁業62件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第11号	"	稲敷郡阿見町 阿見2083番地の2	阿見町漁業協同組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業28件, 小型稚魚張網漁業31件, しらうお建網漁業3件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第12号	"	行方郡潮来町 延方乙1942番地	潮来町漁業協同組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業27件, 小型稚魚張網漁業40件, しらうお建網漁業5件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第13号	"	行方郡麻生町 大字浜白175番地	大 和 漁業協同組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業11件, 小型稚魚張網漁業17件, しらうお建網漁業25件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第14号	"	行方郡北浦村 大字山田831番地	北浦村津澄漁業協同組合 ほか2組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業17件, 小型稚魚張網漁業25件, しらうお建網漁業11件, す巻漁業7件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第15号	"	鹿島郡大津村 大字梶山640番地の1	鉾田入漁業協同組合 ほか2組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業33件, 小型稚魚張網漁業45件, しらうお建網漁業5件, す巻漁業9件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第16号	"	鹿島郡大野村 大字武井346番地	大野北浦漁業協同組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業17件, 小型稚魚張網漁業18件, しらうお建網漁業11件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第17号	"	鹿島郡鹿島町 大字沼尾9番地の2	鹿 島 漁業協同組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業11件, 小型稚魚張網漁業15件, しらうお建網漁業1件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第18号	"	行方郡潮来町 延方乙1942番地	潮来町漁業協同組合 ほか1組合	"	1 操業件数は大型稚魚張網漁業22件, 小型稚魚張網漁業31件, うなぎ長ぶくら網漁業3件以内とする。 2 船舶の航行を妨げてはならない。
"	第19号	"	行方郡麻生町 大字麻生163番地の1	麻生町漁業協同組合	"	1 船舶の航行を妨げてはならない。

第20号	〃	行方郡麻生町 大字麻生163番地の1	麻生町漁業協同組合	〃	1 船舶の航行を妨げてはならない。
第21号	〃	行方郡麻生町 大字麻生163番地の1	麻生町漁業協同組合 ほか1組合	〃	1 船舶の航行を妨げてはならない。
第22号	〃	稲敷郡桜川村 大字浮島3159番地	浮島漁業協同組合 ほか1組合	〃	1 船舶の航行を妨げてはならない。

2 区 画 漁 業

漁場計画 の 際 の 公示番号	免許番号	漁 業		権 者	氏 名	存 続 期 間	制 限 又 は 条 件
		住 所	住 所				
霞北区 第1号	左に同じ	土浦市大字真鍋町2023番地		金 塚 節	昭和38年9月1日から 昭和48年8月31日まで		
〃 第2号	〃	稲敷郡桜川村 大字古渡497番地		古 渡 漁業協同組合 ほか1会社	昭和38年9月1日から 昭和43年8月31日まで		
〃 第3号	〃	土浦市港町3451番地		土浦市漁業協同組合 ほか1会社	〃		
〃 第4号	〃	新治郡玉里村高崎767番地		田 余 漁業協同組合 ほか1会社	〃		
〃 第5号	〃	行方郡玉造町甲310番地		玉造町漁業協同組合 ほか1会社	〃		
〃 第6号	〃	稲敷郡美浦村 大字土浦221番地の1		美浦村安中漁業協同 組合	昭和38年9月1日から 昭和48年8月31日まで		
〃 第7号	〃	行方郡玉造町甲310番地		玉造町漁業協同組合	〃		

3 免 許 の 内 容 昭和38年5月30日茨城県告示第620号公示内容のとおり。

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰り下ぐ)

(定価送料とも1ヵ月)
(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三の丸119番地
発行人 茨 城 県
発行所

水戸市北三軒町24番地の4
印刷所 茨 城 県
印刷所